

第4回WGでの検討結果

不法・危険盛土等への対処に関する課題とガイドライン（仮）への主な記載項目

主な課題

ガイドラインへの主な記載項目

【1】不法・危険な盛土等の監視・発見

- 発見の遅れによる対応の難航化
- 人員不足による不法・危険盛土等の発見・監視の限界

- パトロールによる発見
- 関係部局等との連携による発見
- 地域住民による通報
- 画像衛星解析等による不法・危険盛土等の監視・発見

【2】現状把握（報告の徴取、立入検査等）

- 原因者の把握
- 違法性の判断
- 危険性の判断

- 現状把握の進め方
- 立入検査
- 報告の徴取

【3】監督処分

- 監督処分ができない
- 監督処分に従わない

- 監督処分の判断基準
- 監督処分の実施方法
- 監督処分に従わない場合の対応

【4】勧告・改善命令

- 勧告・改善命令ができない
- 勧告・改善命令に従わない

- 勧告・改善命令等の進め方
- 勧告
- 改善命令

【5】行政代執行

- 躊躇ない行政代執行の実施
- 費用の徴収が困難

- 行政代執行の進め方
- 災害防止措置の実施
- 調査
- 費用の徴収

【6】刑事告発

- 告発するためのノウハウの不足

- 告発の手順、留意点

【7】関係部局との連携

- 庁内他部局との連携
- 市と県との連携
- 警察との連携

- 関係部局等との連携体制のあり方
- 警察の連携が可能な範囲

【凡例】

水色枠：第4回WG検討箇所

第4回WG検討結果（現状把握に関して）

【論点・疑問点】	検討結果
○立入検査における写真撮影・録画の可否	<ul style="list-style-type: none">● 立入検査の目的を達成するために、必要な範囲において、かつ相当な方法で写真・動画撮影を行うことは許される。
○立入検査等におけるドローン調査の可否	<ul style="list-style-type: none">● ドローンの活用（以下、ドローン調査）は、盛土等を発見するためのパトロール、詳細が不明な特定の盛土等を確認するための偵察、不法・危険盛土等の立入検査による測量等で可能である。● 立入検査でのドローン調査は、同意や事前通知等、通常の立入検査と同様の取扱いとし、立入は間接的に調査の同意を強制する性質を有しているとともに、目的を達成するために必要な範囲において写真・動画撮影が可能である。● 盛土を発見するためのパトロール、特定の盛土を確認するための偵察に際しては、公道等での飛行であれば同意は不要であり、民有地を飛行する場合には、常に土地所有者の同意を得る必要がある訳ではないものの、トラブル防止の観点から、あらかじめ飛行ルート下の土地所有者等に対して通知等を行うことが望ましい。● なお、ドローン調査を行う場合には、必要となる航空法の手続きを行い、迷惑防止条例に配慮のうえ行うこと。
○報告の徴取を行うことができる相手方（占有者の解釈、過去占有者・土地所有者だったものの取り扱い）	<ul style="list-style-type: none">● 報告の徴取の対象となる「占有者」は、「盛土等が行われている土地を事実上支配する者」であって、当該土地における盛土等の工事に関わる者や工事後に土地を使用している者を指す。● 工事施工中においては、「工事主」「工事施行者」も含め、盛土等の工事に関わる者が「占有者」に該当する。（現場に作業員がいる場合、その雇用主も盛土等の工事に関わる者に含まれる。）● 工事施工後においては、土地所有者の同意を得ずに盛土等を行っている場合、放置することでその土地を無断で使用している「工事主」が「占有者」に該当する。

第4回WG検討結果（監督処分に関して）

【論点・疑問点】	検討結果
<p>○監督処分において一つの現場に複数の主体が工事を行っていた場合、命令の相手方をどうするか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 監督処分の対象者が複数存在する場合、具体的な責任が生じ、命じられた一定の監督処分の内容を遂行できる権原を有する者に対して命令する。命令にあたってはその対象者全員の特定を必要とせず、責任割合に関係なく特定できた原因者に対して、順次、命令を出すことが可能である。 ● また、不法盛土等のうち、どの原因者がどの部分を違反しているかまでを特定することは必要でなく、当該不法盛土等のいずれかに責任が生じているか特定できれば、必要な災害防止措置全てを命令することが可能である。
<p>○土地所有者の同意なく盛土をしている場合、監督処分を行うことは可能か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 処分の相手方は、違法行為に直接関わっている者を当然優先するが、違反者がいない場合、善意無過失の土地所有者であっても、その土地を安全に維持し、第三者に危害を加えないという社会的責任を考慮して、その責任の範囲で、監督処分の対象になりうる。
<p>○監督処分の2項と3項はどのように使い分けるか （2項では土地所有者への監督処分ができないがどのような整理となるか）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 従来通り2項は工事中、3項は工事完了後という整理とする。 ● 工事が中断されている場合は、工事主や工事施工者が確知できなければ工事完了と判断し、3項に基づく監督処分を行うことで差し支えない。
<p>○監督処分における「災害防止措置」とは具体的に何を命令するか。 ○命令内容をどのように決定しているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 無許可の不法盛土等は災害防止措置として全撤去の監督処分が可能であるが、地盤面の適切な措置や地下排水の設置、層毎の転圧等が確認できる場合は、全撤去によらず、違反した範囲を是正するよう命令が可能。 ● 監督処分における「災害防止措置」について、命令書では、違反している内容及び箇所を示すとともに満たすべき技術的基準を具体的に記載すること。 ● 命令内容は、行政が立入検査で現地を確認し、技術的基準に基づき決定することを基本とし、具体的な是正方法については、命令後に報告徴取や行政指導で工事計画書を提出させ、行政はその妥当性を判断することが望ましい。 ● また、住民とのトラブル防止のため、文書での命令書の発出を原則とし、口頭で具体的な命令内容を別途指導することは避けるべきである。

第4回WG検討結果（勧告・改善命令に関して）

【論点・疑問点】	検討結果
○勧告・改善命令の要件（危険性のレベル）	<ul style="list-style-type: none">● 改善命令の要件は、災害の防止のため必要な措置が未実施、若しくは極めて不十分であり、災害発生のおそれ大きいと技術的観点から客観的に認められること。● 勧告の要件は、技術的基準に合致するかまたはこれに準ずる程度に反すると認められるときであり、改善命令に相当する危険な状態となる前に修繕等を行う、予防的観点も含まれる。
○「災害防止のため必要な措置」等の具体的な内容	<ul style="list-style-type: none">● 勧告、改善命令の実施にあたっては、監督処分と同様、是正すべき内容及び箇所を示すとともに満たすべき技術的基準を具体的に記載すること。● 改善命令については、①周囲の土地における建物（特に人家）、施設の状況からみて、災害が発生した場合に予想される人命、財産の損害の程度、②災害の恐れを生じたことについての故意過失の有無、③損害と予防工事に要する費用の比較考量その他あらゆる観点から考慮して相当と認められる限度において命令が可能。
○土地所有者が関与していない不法盛土について、どこまで命令するか（特に他に関与している者がいるのは明らかだが、命令すべき者が行方不明なとき）	<ul style="list-style-type: none">● 保全義務があることから土地所有者に命ずる。
○勧告、改善命令の公表可否	<ul style="list-style-type: none">● 改善命令の公表は、情報提供による国民の安全性確保及び災害発生防止を目的として、特段の法律上の根拠がなくとも公表することが可能。● 公表する内容としては、少なくとも被処分者及び命令の内容が必要であるが、その詳細については、都道府県が制定する個人情報保護条例等に抵触しない範囲で判断が必要。● なお、勧告については、行政指導であることを鑑み公表を行わず、周辺住民等への説明のみ行い、災害の発生のおそれが大きくなった場合には躊躇なく改善命令をするとともに、公表することが可能。